（給与の差による寒冷補正に係る経過措置）

第十条の二　平成二十七年度に限り、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に定める四級地の地域に市町村役場が所在する市町村であつて、国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に定める四級地以外の地域に市町村役場が所在する市町村の給与の差による寒冷補正率については、第十四条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十条の三　削除

附則第十一条第一項中「〇・九九六」を「一・一七八」に改める。

附則第十一条の二中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「平成二十五年四月二日」を「平成二十六年四月二日」に、「平成二十六年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

附則第十二条の二第一項算式中「84,200円」を「85,400円」に改め、同条第二項算式中「1.012」を「1.020」に、「1.043」を「0.870」に改め、同項算式の符号ｂ算式を次のように改める。

算式

(b1／0.06)　／b2×0.02×b2

附則第十二条の二第二項算式の符号ｂ算式の符号$\bar{b}$及びb^2中「平成24年度」を「平成25年度」に改め、同項算式の符号ｃ算式中「0.902」を「1.661」に改め、同項算式の符号ｄ算式中「1.00468」を「0.98736」に改める。

附則第十二条の四算式中「0.00072940」を「0.00458271」に、「0.00039432」を「0.00214202」に、「0.00093692」を「0.00189870」に、「0.00041917」を「0.00090642」に改め、同条算式の符号中「第72条の114第３項」を「第72条の114第４項」に改める。

附則第十三条中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第二号㈠算式の符号Ｃ中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附則第十三条の二中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第二号算式の符号Ｇ中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附則第十四条中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第二号㈠算式の符号Ｃ中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附則第十四条の九第一項算式中「126,100円」を「127,800円」に改め、同条第二項算式中「1.012」を「1.020」に、「1.043」を「0.870」に改め、同項算式の符号ｂ算式中「×0.9」を削り、同項算式の符号ｂ算式の符号$\bar{b}$算式の符号α中「0.054」を「0.060」に改め、同項算式の符号ｂ算式の符号$\bar{b}$算式の符号β及びγ中「平成24年度」を「平成25年度」に改め、同項算式の符号ｃ算式中「0.775」を「1.527」に改め、同項算式の符号ｄ算式中「1.00474」を「0.98676」に改める。

附則第十四条の十第一項算式の符号ｂを次のように改める。

ｂ　当該市町村の属する道府県人口

附則第十五条第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項第二号㈠算式の符号Ｃ中「平成25年度」を「平成26年度」に改め、同項第六号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

附則第十六条第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「附則第十六条第四項」を「附則第十六条第三項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第十六条第三項」を「附則第十六条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を次のように改める。

６　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第七十二号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成二十四年普通交付税省令」という。）附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県及び普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第六十三号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成二十五年普通交付税省令」という。）附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県にあつては、平成二十三年度及び平成二十四年度における軽油引取税の課税標準となつた数量から控除した未納入数量等のうち総務大臣が過大と認めた数量があるときは、第二項の規定により読み替えられた第二十三条の二に規定する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

附則第十六条第六項を同条第五項とする。

附則第十八条の見出し中「平成二十六年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改め、同条中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「平成二十六年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改め、同条算式の符号Ａ中「平成26年１月１日」を「平成27年１月１日」に改める。

附則第十九条中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第二号算式の符号Ｂ中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附則第十九条の五第一号中「一・一〇〇」を「〇・九一五」に、「一・一一四」を「〇・七四六」に、「得た額」を「得た額に〇・七五を乗じて得た額」に改め、同条第二号算式の符号Ｂ中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附則第十九条の六から附則第十九条の十三までを次のように改める。

第十九条の六から第十九条の十三まで　削除

附則第十九条の十四第六項の表都道府県の項算式中「0.994」を「0.856」に改め、同項算式の符号Ａ算式Ⅰ中「－0.144」を「－0.150」に改め、同項算式の符号Ａ算式Ⅰの符号ａ中「平成21年から平成25年まで」を「平成22年から平成26年まで」に改め、同項算式の符号Ａ算式Ⅰの符号α中「平成21年度から平成25年度まで」を「平成22年度から平成26年度まで」に、「及び平成25年度」を「から平成26年度までの各年度」に改め、同項算式の符号Ａ算式Ⅰの符号β中「平成21年度から平成25年度まで」を「平成22年度から平成26年度まで」に、「及び平成25年度」を「から平成26年度までの各年度」に改め、同項算式の符号Ａ算式Ⅰの符号γ中「平成25年度」を「平成26年度」に改め、同項算式の符号Ｂ算式Ⅱ中「－0.12」を「－0.161」に、「13.000」を「17.1」に改め、同項算式の符号Ｂ算式Ⅱの符号ｃ中「であつて平成25年７月１日現在におけるもの。ただし、「平成25年７月時点のラスパイレス指数等調査」の追加提出について」（平成25年12月９日付け総行給第84号）に基づいて平成25年８月以降の給与減額措置の施行又は既に施行した減額内容の変更（ただし、既に施行した減額措置の緩和を除く。）（以下この表において「給与減額措置等」という。）について調査表により報告された都道府県については、次の算式によつて算定した数とする。」を「であつて平成26年４月１日現在におけるもの」に改め、同項算式の符号Ｂ算式Ⅱの符号ｃ算式及び算式の符号を削り、同項算式の符号Ｃ算式Ⅱの符号を次のように改める。

算式Ⅲの符号

ｄ　平成22年、平成23年及び平成26年の各年の４月１日現在において国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第２号）に基づく国家公務員の給与の特例措置がないこととした場合のラスパイレス指数として総務大臣が算定した数並びに平成25年７月１日現在におけるラスパイレス指数（ただし、「平成25年７月時点のラスパイレス指数等調査」の追加提出について」（平成25年12月９日付け総行給第84号）に基づいて平成25年８月以降の給与減額措置の施行又は既に施行した減額内容の変更（ただし、既に施行した減額措置の緩和を除く。）（以下この表において「給与減額措置等」という。）について調査表により報告された都道府県については、次の算式によつて算定した数とする。）の合計数を５で除して得た数